

見附市選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における見附市の開票の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

なお、当該選挙と同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査における見附市の開票所は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第20条の規定により当該選挙における開票所と同じ場所である。

令和8年1月27日

見附市選挙管理委員会
委員長 佐野 眞砂子

開票区名	開票所を設けた場所	開票の日時
見附市開票区	見附市総合体育館	2月8日 午後8時50分